

# 平成17年度事業報告

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

## 千葉犯罪被害者支援センター

### 1 事業活動

犯罪被害者支援意識の高揚を図ることを重点目標に広報啓発活動を行い、併せて犯罪被害者及びその家族に対して各種支援活動を行った。

### 2 事業内容

#### (1) 被害者等に関する相談事業

##### ア 電話相談

犯罪の被害者等からの電話による相談 822件

##### イ 面接相談

犯罪の被害者等からの面接による相談 184件

#### (2) 関係機関・団体との連携による被害者等の支援

##### ア 関係機関・団体との連携

電話・面接相談の結果、専門家による相談が適切と認められ、かつ、相談者が希望した時、千葉県弁護士会、千葉労働局雇用均等室、千葉県健康福祉センター等の県及び市町村の窓口、消費者生活センター、医療機関等と連携し支援した。

##### イ 警察との連携

(ア) 電話相談等の結果、被害者等の同意に基づいて情報の提供、協力等の支援を実施した。

(イ) 警察「ふれあい」フェスタに参加しパネル展示、リーフレットの配布等広報活動を実施した。

##### ウ 全国被害者支援ネットワークとの連携

(ア) 平成17年 6月20日

犯罪・DV・ストーカー被害の情報交換会(於：東京)に参加した。

(イ) 平成17年 7月11日 ~ 7月14日

直接支援セミナー(於：被害者支援都民センター)研修に参加した。

(ウ) 平成17年10月 2日

全国被害者支援ネットワーク秋期全国研修会(於：東京)に参加した。

(エ) 平成17年10月 3日

全国犯罪被害者支援フォーラム2005(於：東京)に参加した。

(オ) 平成17年10月15日

「犯罪被害者支援の日」キャンペーンを千葉駅、船橋駅で行った。

(カ) 平成17年11月22日

自助グループ立上げ研修会(於：東京)に参加した。

(キ) 平成17年11月26・27日

基本法制定記念に伴う街頭行進及び全国大会(於：東京)に参加した。

(ク)平成18年 2月 1日

全国被害者支援ネットワーク事務局長会議に出席した。

(ケ)平成18年 2月17・18日

全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会・分科会(於：和歌山)に参加した。

(コ)平成18年 3月13日 ~ 3月16日

直接支援セミナー(於：被害者支援都民センター)研修に参加した。

#### エ 各種講演会への派遣

(ア)平成17年11月18日 ~ 12月27日

17警察署へ、理事及び相談員を講師として派遣し、講演を通して警察との連携を深めた。

(イ)平成18年 2月15日

千葉地方検察庁へ、理事及び相談員を講師として派遣し、講演を通して検察庁との連携を深めた。

(ウ)平成18年 3月13日

八街少年院へ、理事を講師として派遣し、講演を通して少年院との連携の強化を深めた。

#### (3) 犯罪被害者等給付金申請の補助

被害者等からの要請に基づき、犯罪被害者等給付金の申請、給付までの手続きの説明を行った。

#### (4) 物品の供与、または貸与、役務の提供による被害者等の支援

ア 物品の供与・貸与

平成17年 9月16日 ティニーアラーム1個貸出

イ 役務の提供による被害者の支援

裁判の傍聴及び病院への通院の付き添いを19件実施した。

#### (5) 被害者支援の必要性に関する広報・啓発活動

ア パンフレットの作成配布

5,000枚作成し、各警察署の窓口及び関係機関、団体等に配布した。

イ リーフレットの作成配布

5,000枚作成し各警察署の窓口及び関係機関、団体等に配布した。

ウ 機関紙「CVSニューズレター」の作成

平成17年 4月1日 第3号発行 (2,000部)

平成17年10月1日 第4号発行 (20,000部)

を作成し、正会員、賛助会員(団体・個人)、寄付者、その他関係機関及び団体等の各部署に配布した。

#### エ 「犯罪被害者支援の日」キャンペーンの実施

平成17年10月15日、千葉駅、船橋駅において県警及び関係機関、団体の協力のもとティシュペーパー、チラシを配布し、被害者支援の必要性を訴えた。

#### オ 「社団法人千葉犯罪被害者支援センター設立総会記念シンポジウム」の開催

平成18年2月6日、ぱ・る・るプラザ千葉3階「ぱ・る・るホール」において社団法人千葉犯罪被害者支援センター設立総会開催を記念したシンポジウムを開催し、全国被害者支援ネットワーク山上皓会長による講演や、傷害致死事件被害者遺族・千葉県警察・千葉地方検察庁・弁護士・臨床心理士によるパネルディスカッションを行い、広く県民に対する被害者支援の広報・啓発活動を実施した。

#### カ ホームページの開設

ホームページを開設し、本センターの事業及び活動を紹介した。ホームページを見て、電話相談を利用した方々も多かった。

#### (6) 被害者自助グループへの支援

グループを希望する被害者本人や家族、遺族の声は直接なかった。但し、自助グループの支援を希望するボランティア希望者は登録して、対応準備は完了している。

#### (7) 被害者等の支援活動に携わる相談員、直接支援員の養成・研修

##### ア 相談員・直接支援員の養成

- |     |       |        |                       |     |
|-----|-------|--------|-----------------------|-----|
| 第1回 | 平成17年 | 5月27日  | 参加者                   | 31名 |
|     |       |        | 「被害者に対する対応」           |     |
| 第2回 | 平成17年 | 8月30日  | 参加者                   | 23名 |
|     |       |        | 「被害体験を“かたる”こと、“きく”こと」 |     |
| 第3回 | 平成17年 | 11月29日 | 参加者                   | 29名 |
|     |       |        | 「被害体験によって失うもの」        |     |
| 第4回 | 平成18年 | 2月24日  | 参加者                   | 21名 |
|     |       |        | 「被害者に寄りそう」            |     |

##### イ 早期支援準備検討会

- |     |       |        |  |     |
|-----|-------|--------|--|-----|
| 第1回 | 平成17年 | 5月15日  | 参加者  | 15名 |
|     |       |        | 「早期支援について」、事例検討  |     |
| 第2回 | 平成17年 | 7月24日  | 参加者  | 12名 |
|     |       |        | 事例検討・電話相談の事例、直接的支援の方法  |     |
| 第3回 | 平成17年 | 9月25日  | 参加者  | 10名 |
|     |       |        | 事例検討・電話相談の事例、刑事手続きの流れ・早期直接支援   |     |
| 第4回 | 平成17年 | 11月20日 | 参加者  | 12名 |
|     |       |        | 事例検討・電話・面接相談の事例、「犯罪被害者等基本法」について・基本計画案の骨子について・杉並区の具体的な取り組みとは・各機関の具体的支援・CVSの直接支援 |     |
| 第5回 | 平成18年 | 1月15日  | 参加者  | 9名  |
|     |       |        | 事例検討・電話相談の事例、「直接支援のあり方について」  |     |
| 第6回 | 平成18年 | 3月19日  | 参加者  | 11名 |
|     |       |        | 事例検討、学校における緊急支援・CVSの直接支援について等  |     |

##### ウ スーパーバイザーの委嘱

相談員等の代理被害防止等を図るため、スーパーバイザーによるメンタルへ

ルスケア及び事例検討等の研修を実施した。

- 第1回 平成17年 4月25日 参加者 11名  
「犯罪被害者等基本法について」  
事例検討会 個別相談事例の検討
- 第2回 平成17年 5月27日 参加者 9名  
「センター設立の経緯と今後の方針について」  
事例検討会 面接相談事例発表および電話相談員との連携
- 第3回 平成17年 6月24日 参加者 8名  
「刑事手続きの流れと専門用語の理解について」  
事例検討会 個別相談事例の検討
- 第4回 平成17年 7月27日 参加者 10名  
「個別識別事例から日本人を考える」
- 第5回 平成17年 8月30日 参加者 12名  
事例検討会  
4月～8月相談員が担当した事例について検討
- 第6回 平成17年 9月30日 参加者 13名  
「被害者に対する対応」
- 第7回 平成17年10月28日 参加者 12名  
「弁護士への繋ぎ方」  
「女性の人権の尊重と侵害の解消」
- 第8回 平成17年11月29日 参加者 13名  
事例検討会  
面接相談員と外部機関の連携他
- 第9回 平成18年 2月24日 参加者 11名  
事例検討会  
相談員が担当した事例について検討
- 第10回 平成18年 3月23日 参加者 13名  
弁護士会「犯罪被害に関する委員会」との懇談会  
事例検討会 個別相談事例の検討

(8) 被害者等の支援に関する調査・研究

全国犯罪被害者支援フォーラム(於:東京)、全国被害者支援ネットワーク研修会(於:東京・和歌山)に参加し、各地の活動の実態、情報の交換等を行った。

以上

## 平成18年度事業計画

### 社団法人千葉犯罪被害者支援センター

#### 1 事業活動方針

犯罪被害者に対する支援の意識の高揚を図ることを重点目標に広報啓発活動を行い、併せて犯罪被害者及びその家族、遺族に対して各種支援活動を行う。特に、直接的支援、早期支援に関する研修を拡充し、もって、「早期援助団体」として公安委員会の指定を受けることができる要件を満たす団体をめざす。

#### 2 事業内容

##### (1) 被害者等に関する相談事業

###### ア 電話相談

犯罪被害者等からの電話相談を専用電話で受け、相談員が無料電話相談を行う。

###### (ア) 受付日時

随時（祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで）

###### (イ) 対象

電話を介して相談を行う者

###### イ 面接相談

カウンセリングを希望する被害者、及び電話相談の結果、カウンセリングが必要と認められる被害者等で、相談者が希望するときは、臨床心理士等によるカウンセリングを無料で行う。

###### (ア) 相談日時

随時（祝祭日を除く午前10時から午後4時まで）

###### (イ) 対象

面接相談が必要と認められ、かつ、面接相談を希望する者

##### (2) 関係機関・団体等との連携による被害者等の支援

###### ア 関係機関・団体等との連携

電話、面接相談の結果、専門家による相談が適切と認められ、かつ、相談者が希望する場合は、既存制度で相談事業を行っている千葉県弁護士会、検察庁、県警及び関係機関・団体と連携して被害者支援を行う。

###### (ア) 期間

随時

###### (イ) 対象

希望者

###### イ 警察との連携

被害者等への支援（働きかけ）を行うことを可能とするため、被害者等の同意に基づき、犯罪被害の概要及び被害者等に関して随時、情報提供を受ける。

また、被害者支援業務の円滑な運営を図るため、知識、技術の提供その他便宜供与に関して協力を求め支援活動に反映させる。

ウ 全国被害者支援ネットワークとの連携

民間組織「全国被害者支援ネットワーク」の加盟団体として、全国レベルでの連携を図るとともに合同の研修会等に参加する。研修においても講師の派遣等の協力を関係を実現する。

(ア) 期間

随時

(イ) 対象

理事、相談員、事務局員等を参加させ、派遣する。

エ 公開講演会の開催

各種講師を招聘し、各地域の町内会・防犯活動団体との協同によるタウンミーティングを実施することで、地域レベルでの関係機関・団体との連携した被害者支援活動の推進を図る。

(ア) 期間

平成18年6月から平成19年3月までの間に6回実施する。

(イ) 対象

町内会・自治会役員、防犯員等

(3) 犯罪被害者等給付金申請の手続きの補助

被害者等からの要請に基づき、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、記載要領等の説明を行う。

(ア) 期間

随時

(イ) 対象

希望者

(4) 物品の供与、又は貸与、役務の提供等による被害者等の支援

ア 物品の供与

被害者等からの要請により、防犯ブザー等の物品を供与・貸与し、不安感等の精神的負担の軽減を目的とした支援を行う。

(ア) 期間

随時

(イ) 対象

希望者

イ 役務の提供等による被害者等の支援

被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取等の際、被害者等の希望に応じて、職員又はボランティアが付き添いを行う。

(ア) 期間

随時

(イ) 対象

希望者

(5) 被害者支援の必要性に関する広報・啓発活動

ア パンフレットの作成配布

(ア) 作成部数

10,000部

(イ) 配布方法

各警察署の窓口及び関係機関団体等

(ウ) 配布時期

随時

イ リーフレットの作成配布

(ア) 作成部数

10,000部

(イ) 配布方法

各警察署の窓口及び関係機関団体の窓口等

(ウ) 配布時期

随時

ウ 機関紙「千葉CVSニューズレター」の作成

(ア) 内容

事業の報告及び被害者支援の啓発その他

(イ) 発行部数

年2回 各回20,000部

(ウ) 配布先

会員・寄付者及び関係機関団体等

(エ) 発行日

原則4月・10月の春と秋

エ 「犯罪被害者支援の日」キャンペーン及び記念事業の実施等

(ア) 目的

被害者支援の現状と必要性を訴える。

(イ) 時期

8月及び10月3日前後

(ウ) 方法

街頭において県警や関係機関団体の協力のもと、パネル掲出、リーフレットの配布及び講演会等の開催

オ ホームページの公開・更新

本センター事業及び活動紹介

カ 地域の新聞及びその他広報媒体を活用した広報啓発活動

地域の新聞広告、交通広告(宙吊りポスター)等を使用し、広く県民に対する被害者支援の広報啓発活動を実施する。

(6) 被害者自助グループへの支援

被害者等の了承に基づき、同じような被害に遭われた方やその遺族を紹介するなどして、被害者同士で支え合える自助グループの育成を図る。また、それに伴う、場所の提供、連絡業務を行う。

ア 期間

随時

イ 対象

被害者自助グループを目指している者

(7) 被害者等の支援活動に携わる相談員・直接支援員の養成・研修

ア 相談員・直接支援員の養成

被害者等の実態と心理及び刑事手続き等の基礎研修並びに相談業務、直接支援業務別の実地研修を行う。また、外部講師を招聘する一方、全国研修会等に積極的に参加する。

(ア) 期間

随時

(イ) 対象

相談員及び直接支援員（ボランティア）を対象50名程度

(ウ) 講師

弁護士、臨床心理士、精神科医、警察官、被害者等

イ 継続研修

(ア) 時期

適宜

(イ) 対象

基礎研修、実地研修終了者

(ウ) 講師

弁護士、臨床心理士、精神科医、警察官等

ウ スーパーバイザーの委嘱

相談員等の代理被害防止などを図るため、スーパーバイザーによるメンタルヘルスケアを行う。

(ア) 回数

毎月1回

(イ) 対象

相談業務等に従事する職員

(8) 被害者等の支援に関する調査・研究

他府県の既設団体との情報交換、全国被害者支援フォーラム等への参加のほか、刊行物を購入し被害者等に関する調査、研究を行う。また、当センターの客観的把握のため、相談内容等を分析する。

ア 調査期間

随時

イ 結果公表

守秘義務に配慮し、報告書の作成及び機関紙等に掲載する。

(9) 事務所設備の充実

相談業務の充実を図るべく相談電話設備を改善するとともに、個人情報等の保護の必要性から相談室等のセキュリティー対策を充実する。